千葉市緑区告示第３６号

次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達すべきところ住所及び居所が明らかでないので、介護保険法第１４３条の規定により準用する地方税法第２０条の２第１項の規定により告示します。

これらの書類は、緑保健福祉センター高齢障害支援課に保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、介護保険法第１４３条の規定により準用する地方税法第２０条の２第３項の規定により送達があったものとみなされます。

令和８年１月１９日

千葉市緑区長　石井　美代子

年度	保険料名	書類名	件数
令和７年度	介護保険料	決定・変更通知書	２件
令和７年度	介護保険料	還付通知書	０件
令和７年度	介護保険料	督促状	５件